

○北杜市小淵沢駅舎・駅前広場整備事業市民協議会設置要綱

平成22年11月19日

告示第66号

(設置)

第1条 小淵沢駅舎・駅前広場整備事業(以下「事業」という。)の市民と一体となった円滑な推進を図るため、北杜市小淵沢駅舎・駅前広場整備事業市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 小淵沢駅舎・駅前広場整備基本構想(以下「基本構想」という。)に関する事。
- (2) その他事業の推進に必要と認められる事項

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて、委員以外の者を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

- 2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。